

令和2年度第1回大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会（概要）

開催日時：令和2年9月30日（水）15:30～17:25

場 所：大阪広域水道企業団4階会議室

出席委員：向山委員長、伊藤委員、上野委員、浦上委員、北詰委員、鍬田委員、小牧委員

1 議事

- (1) 工業用水道事業における減量制度及び料金改定について（案）
- (2) アニュアルレポート2020（令和元年度 年次報告書）（案）について
- (3) 水需要予測の点検について
- (4) 大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議について

2 議事概要

- (1) 工業用水道事業における減量制度及び料金改定について（案）

事務局から、工業用水道事業における減量制度及び料金改定（案）について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

【委員】

今回の改定に至るまでに、実給水率が少ない受水事業所からは、具体的にどのような声があったのか。

【事務局】

経済情勢等により、実給水率が10%未満となってしまった受水事業所には、結果的に上水道料金単価よりも工業用水道料金単価の方が高くなってしまっているところもある。こういった受水事業所については、責任水量制の主旨は理解しているが、現実的には、一定の措置を検討しないと府内で事業継続するかどうかについて、経営判断にせざるを得ないとの声があった。工業用水道事業の受水事業所数は400社程度に過ぎず、事業所の撤退が企業団の経営にとって一番大きな影響を及ぼすため、実給水率を高めるために減量を実施したいと考えた。

【委員】

全体の制度設計についても考えなければならないと思うが、個々の受水事業所からすれば、実態の使用状況に合うように早期に実施しないと問題を起こすことになってしまうと思うので、今説明があったように改善に向けた努力を続けていただきたい。

【事務局】

補足であるが、実給水率の低下を解消していくということは、基本料金収入が減ることになり、その分、他の受水事業所の基本料金への転嫁につながるため、全体のバランスを考えた対応をしたいと考えている。

【委員】

大口でかつ実給水率が少ない受水事業所があるということが、企業団にとっては大きな課題であると思う。説明にあった実給水率が10%未満、10~20%未満の区分に、それぞれ何社の大口があるか教えていただきたい。

【事務局】

10%未満の大口（契約水量日量1万 m^3 以上）は1社、10~20%未満の大口も1社となっている。

【委員】

今回の料金改定等をするとう赤字が続く見通しになっているが、解消方法は考えているのか。

【事務局】

経営戦略でも様々な経営改善の取組を示しているが、最大限のコスト削減に取り組んでいく。また、令和5年に経営戦略を見直す予定にしており、解消に向けたさらなる努力をしていきたい。ただ、コスト削減のみで8万 m^3 /日の減収分をすべて賄えるかという点と厳しい。努力しつつ経営面を見ながら、令和12年度以降について検討していきたいと考えている。

【委員】

工業用水道事業については、すでに施設が整備されており、今後、資料1の2の(2)で、施設更新は実給水量ベースで32万トンにするとのことだが、資料1の1の(1)の料金制度のところ受水事業所との基本使用水量を前提として、施設規模を決定し施設を建設するとある。これは右肩上がりの時代にはよかったが、受水事業所が申し込む水量を全部足し、使用の可能性がある水量を100%の確率で満たさないといけないという考え方で施設の規模を決めること自体を変更することも考えてよいと思う。事業所が申し込む水量の総量を、100%の確率で必ず満たさないといけないという考え方から、例えば、使用可能性のある水量を100%の確率ではなく、99%の確率で満たせばよいと考える。残りの1%は、基本水量をみんなが使ったら足りなくなるというリスクであり、それを許容する。これは用水供給事業の水需要予測でモンテカルロシミュレーションにより経験いただいたように、そのような考え方をとれるなら、必要な施設規模は全く異なってくるため、フレキシブルに考えることも必要ではないか。すでに用水供給事業ではそのような考え方を取っていて、42市町村が出す要望水量を全部足すと、明らかに大き過ぎるため、企業団では独自に水需要予測をやられて、要望水量をそのまま足すのではなく、需要予測の結果に基づいて必要な施設しか作らないということを行っている。それは、他の用水供給の団体にも、手本になる考え方である。工業用水についても、そのようなフレキシブルな考え方を取ることも考えてもよいと思う。

【事務局】

指摘いただいた考え方が取れるかは、今後検討していきたいと思うが、工業用水道事業の施設規模を32万トンで更新していくことについては、今後の施設整備の規模を考えるにあたり、契約水量に合わせて更新するのではなく、実使用水量を一定見極めた中で、ダウンサイジングを行い、今後必要であろう水量に対する施設の耐震化を優先的に行っていくこととしている。そして、契約水量と実給水量の差がある部分については、契約をしている以上、一

時に、受水事業者皆がその水量を受水しても、水量を保障するという考え方だが、その差の分については、いずれ解消していくということで、既存施設をできる限り有効活用して施設整備を検討しているということなので、その点をご理解いただきたい。

【委員】

用水供給の42市町村についても、要望水量は大体、大きめの水量を申し込まれるため、全要望水量を出せる施設では大き過ぎる。人口減少の時代なので、みんなが発展することではなく、仮にある市の人口が増えた場合は隣の人口は減ることになる。工水についても、全ての企業が同様に繁栄するとは考えづらく、その必要水量が契約水量に届かない受水事業所もいくつか出てくる。実給水量ベースで施設更新の規模を決めようとされること自体、あるリスクを許容していると見ることもできる。そのように、必ず全量を作らないといけないという考え方ではなく、時代に見合った施設規模の決定の仕方をされてもいいと思う。

【委員長】

各委員から意見をいただいたが、内容を修正するというものではなかったので、内容について、了承するということが良いか。

それでは、本日の審議を踏まえ、工業用水道事業にかかる減量制度及び料金改定については、委員会として意見具申をしたい。文面については、こちらの方で案を作成し、委員の皆様にご意見をお聞きして決定したいと考えている。基本的にその内容は、

- ・減量制度については、基本使用水量の減量を実施することで受水事業所の負担軽減を図る措置を講じるとともに、新たに「特別減量負担金」を創設し計画的に収益化することで、将来的な工業用水道事業の経営基盤の安定化に資するものとなっているということ。
- ・料金改定については、現計画の期間である令和11年度までと設定し、総括原価方式により算定されており、算定期間中の収支は均衡しているということ。
- ・以上のことから、本減量制度案等は適切であると基本的には判断するということ。
- ・なお、今回の案については、受水事業所との意見交換会を実施し、要望を一定反映するなど、ユーザーとの双方向のコミュニケーションの促進に努めた適切な案と言える。
- ・しかしながら、この減量制度案等の実施により将来的には厳しい経営状況が続くと見込まれていることから、令和5年度に予定されている現計画の見直しに向けて、基本料金収入で賄う固定費の削減に企業団として取り組まれたいということ。
- ・特に委員からの指摘もあったように、令和9年度以降の単年度損益のマイナス、見直しについては是非真摯に対応していただきたいということ。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響や、大規模受水事業所の撤退等、今後の需要動向にも注視し、将来にわたり持続可能な事業運営に努められたいということ。

ということをまとめまして、意見具申としたいと思う。このような内容につきまして、委員の皆様にご意見をお送りし、ご意見をお伺いした上で決定して、企業団にお渡ししたいと思うがよろしいか。

(委員一同 了承)

(2) アニュアルレポート2020（令和元年度 年次報告書）（案）について

事務局から、アニュアルレポート2020（令和元年度 年次報告書）（案）について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

【委員】

69ページの達成状況の点数化について、今年度は計画最終年度となることから、達成状況等取りまとめたとあるが、点数化はわかりやすいと思う。100点とか60点というのは一般的な感覚でいいとか悪いとか分かるが、この点数の付け方は取り決めがあって、他の水道事業体等と比較できるものなのか、それとも独自のものなのか、教えていただきたい。

【事務局】

点数化については、取り決め等はない。この方法で他の事業体と比較することもできない。今回は評価をどのようにすべきか検討し、独自に点数化を行ったものである。

【委員】

過去に同じようなことをやったわけではなく、初めてか。

【事務局】

5年前、前計画の時には一定の評価をしたが、それぞれの進捗状況をこのような形で小数点で点数化したのは、今回が初めてである。

【委員】

試みとしてはいいと思うため、今後、比較する時の基準にして続けていただきたい。

【委員】

概ね良く経営されているという感想だが、いくつか質問させていただく。32ページの収益的収支の利益処分34億のうち17億を今回のコロナの対応に使うということで、企業団という組織を考えれば、構成市町村の要望があればそれに応じられるのが望ましいかと思うが、内部留保資金の本来の用途は、将来の更新投資や数年前にあった大阪北部地震のような災害時における一時的な支出を補うためのものであると理解している。

今回のようなコロナの対応への使い道として内部留保資金がそもそも想定されていたのかということで、もし想定を超えたものであるならば、やはり将来的にこのような特別な事象に対するリスク管理として、何らか想定しておくべきではないかと思う。

今回のコロナへの対応として、日本全国の水道事業体で料金減免の原資が、企業団のような用水供給事業体ではなく、末端給水事業体で内部資金のとり崩しで実施されたことに対して、私は非常に憤りを感じていて、結果的には利用者の皆さんの水道料金が将来上がるだけの話だが、全くそういう説明もなく、今回実践されている。もちろん交付金を使われたり、一般会計から繰り入れられたり、いろんなやり方をされていることも承知しているが、内部留保資金の取り崩しというのは慎重にしなければ、何かあった時に必ずそこから出てくるものということにもなりかねない。

内部留保資金は、将来の投資のための資金、あるいは災害時のための備えだという理解だ

ったので、今回の教訓を機に考え方を整理していただければと思う。

次に、42ページで薬品費の上昇により計画が達成できなかったということだが、これは原水が悪化したためにやむを得なかったということで、むしろ水質基準を達成するための取り組みとして十分にやるべきことをやっているということなので、薬品費という点で言うと達成できなかったということかもしれないが、もう少し補足して書いてもいいと思う。

もう一つは、アクションプランの71ページの③の「持続可能な事業経営」の1つ目の丸で、「累積欠損金を解消するとともに、料金値下げを実施しました」とあるが、持続可能な経営と料金値下げというのが、言葉としてあまり相容れない。また、80ページで累積欠損金を解消（29年度）と書いているが、71ページに記載の料金値下げについては、ここには書かれていない。

効率的な財政運営ということで、定期的に料金を見直して、必要であれば料金値下げをするということについては、全く異を唱えるものではないが、持続可能な経営と料金値下げが果たして相容れるものなのかというところは少し違和感があるので、料金値下げが持続可能な事業運営を達成するものとして考えているのかお伺いしたい。

【事務局】

1点目のコロナ対応による軽減措置の実施について、委員御懸念の今後の経営状況などを見据えて、将来のために残しておくべきではないかという意見もあり、色々議論した結果、実施させていただいた。まず、今回軽減措置の財源として使ったのは、昨年度計画した経営戦略上の計画上の想定値、これは2020年度からの計画だが、前年度の2019年度の想定もしており、その計画値と2019年度の決算を置いた時に約34億円の上振れが生じていた。

したがって、位置づけとしては、計画では必要な施設整備や企業債の償還等、必要なことを見込んでいるが、それ以上に34億円の単年度の黒字が生じており、その上振れ分の使い方として、そのうちの17億円をコロナ対応の財源に使わせていただいたので、経営戦略に基づく事業推進に影響がないものと判断をして実施した。

今後への備えについて、今回、コロナのような感染症を含む大きな経済情勢の変化があった時にどのような対応をするべきかを改めて考えるということで、想定される様々な事象を抽出して、この場合には企業団として減免をする、このような場合には減免すべきではない、するとしたらどのようなステージで決めていくか、そういったことも含めて今回を機に、構成団体の皆さんと共に一定のルール化ができないかといったことの検討も始めているので、一定の方向性が示された時には、ご説明させていただきたいと考えている。

【事務局】

薬品費の関係について、使用量は増加しているが、当然必要なものには使っていかなければならないということなので、補足する内容を検討させていただく。

【事務局】

3点目の「料金値下げ」と「持続可能な事業運営」が相反するのではないかというご指摘だが、企業団の将来構想における目標として2つの記載がある。1つは効率的な事業運営に努め経営基盤を強化するというもの、もう1つは企業団を結成した時の理念にもなるが、安定給水と健全経営を維持しつつ、料金値下げも追求していくということを掲げている。それらを受けて、中期経営計画の中では用水供給事業について、「累積欠損金の解消」という目標を

アクションとしている。

この目標に対し、29年度に当時想定していたよりも1年間前倒して累積欠損金が解消できるというような状況になり、改めてその段階で将来の経営シミュレーションを行い、その中で料金値下げの余地があるということで、併せて料金値下げを実行させていただいたところ。将来の健全経営を見据えつつも料金値下げができる余地があれば、そこはきちんとやっていくということで、この2つの目標を両立させていくという考え方で実施した。

したがって、先ほどアクションの表のほうには「累積欠損金の解消」しか書いておらず、まとめのところでは「料金値下げ」を書いていて、双方一致していないという指摘もあったが、アクションは「累積欠損金の解消を目指す」というアクションに対する結果を書かせていただき、5年間のまとめとしては、併せて料金値下げもやったということで、記載をさせていただいている。

【委員】

1点目、43ページ以降の書きぶりについて、これからも市町には、どんどん企業団の枠組みに入ってほしいという思いがある。統合した市町村の水道事業のいろんな経営指標について判断をして、粛々とできたこと、できなかったことを記載しており、できなかったその理由を書いてあるわけだが、少し淡々と書きすぎかと思うので、企業団の枠組みに入れば、それぞれの市町村の水道事業はこんなメリットがあるということが見え隠れするような書きぶりもありうるのではないか。書き方については、このままでも結構だし、今後の課題にさせていただいても結構だと思うが、単純な評価だけではなくて、この企業団の枠組みをどんどんエンカレッジ(促進)していくような立ち位置で評価をするということも重要と思う。

2点目は、70ページの未達成項目の要因と達成見込みについて、未達成の主な要因が書いてあって、それは当初から予測することは困難なものでしたという評価で、その通りだと思うが、次回同じことが起こったら、今度は予測できたという話になる。この未達成の主な要因の中には、例えば用地交渉が難航したとか、関係者協議が遅れたというような、多分起こるだろうと予測できるが、具体的には予測できない感じのもので、あらかじめ発生を見込むことが適切ではないものという意味だと思う。例えば、また何年後かに同じようなことが出てきた時に、また当初から予測することは困難だったと書いてあったら、予測できたはずで、何年も同じことを繰り返していると思われるので、もちろん内部で努力することを前提に、あらかじめ見込むことが適切ではなかったという書きぶりにはどうか。

【事務局】

1点目の9市町村の事業については、昨年度の評価委員会で、用供と同じようなレベルですと評価をしていくのかというご意見や、アニュアルレポート自体がすごいボリュームになるというようなご意見をいただき、また、6市町村の事業についてはアクションプランができていないので、こういった簡潔な形にさせていただいた。淡々と書きすぎということだが、来年度から経営戦略に基づく枠組みの中での評価となるので、内容も考えたうえで、記載していきたいと考えている。

【事務局】

70ページの未達成項目のところについて、あらかじめ予測することが適切でない項目であるという趣旨の表現を検討し、今年度から反映させていただきたいと思う。

(3) 水需要予測の点検について

事務局から、水需要予測の点検について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

【委員】

昨年実施した水需要予測にあたって、コンセプトとしたのは、過大な水量になることを避けることと、予測の幅をなるべく狭くすることであり、当てにいく予測をすることであった。点検したときに、網掛け部分に入っているかどうかは、少し網掛けから外れたとしても、目くじらを立てる必要はない。今回の点検結果はますますであり、良かったという印象である。問題としては、前年度の終わりから今年度にかけてのコロナの影響が大きく、タイトルにある点検という意味が希薄になっていることかと思う。2ページ目にある水需要予測をしたときの前提自体が変わってしまっている。あるいはこれから変わっていくということである。例えば生活用原単位240ℓの予測値があるが、これも少し変わってしまったかもしれない。業務営業用水量もどのように変化したかわからない。あるいは、地域の人口分布、夜間人口と昼間人口とあるが、府域から特に大阪市へ通勤する人が大量にいるため、夜間人口は変わらないとしても、昼間人口の分布が府内で変化してしまったかもしれない。このような変化が今後どの程度定着するのか、あるいはどの程度元に戻るのか、これはまだ誰にもわからない。これらの予測作業をした時の前提自体が変わってきている中でも、今後点検作業自体はやらざるを得ないと思う。コロナの影響を注視していく必要があるということに尽きると思うが、何かお考えがあれば披露いただきたい。

【事務局】

コロナの影響について、委員会の冒頭で副企業長から状況を報告したが、水道用水供給事業では、令和2年4月から8月までの5か月間を前年度の同期間で比べると、前年度比で1%増である。水道事業では、4月から7月までの数値で水道用水供給事業と全く同じではないが、42の水道事業の合計で0.1%増という状況である。詳細を見ると家庭用が増加をしており、家庭用以外、商業施設や工場等用が減少しているようである。水需要を予測する際の各要素がこれまでと違う変動をしていることは認識している。現時点では、どのような予測手法にするか、まだ検討はできていない。このコロナの状況を注視し続け、次の水需要予測の際にどのような見直しをすればより良い予測ができるのかは検討していきたいと考えている。

【委員長】

非常に難しい作業だと思うが、引き続きよろしく願います。